資料１

議題１

さいたま市森林整備計画（案）について

参考資料

さいたま市森林整備計画（案）の概要について

経農農環第２２７６号
平成３０年３月　５日

さいたま市都市農業審議会
　委員長　後藤　光蔵　様

さいたま市長　清水　勇人

さいたま市森林整備計画（案）について（諮問）

このことについて、さいたま市都市農業の振興に関する条例第１９条第２項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会へ諮問します。

記

1　諮問事項
　さいたま市森林整備計画（案）について

2　諮問理由
　森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定に基づき、地域森林計画の対象となっている民有林につき、計画期間10年間を1期とする「さいたま市森林整備計画」を5年毎に樹立する必要がある。

3　さいたま市森林整備計画（案）
　別紙のとおり

4　参考資料
（1）さいたま市森林整備計画（案）の概要について

担当　経済局農業政策部農業環境整備課
農業振興計画係　和井田、成田
直通　048-829-1377
FAX　048-829-1944
E-mail：nogyo-kankyo-seibi@city.saitama.lg.jp

さいたま市森林整備計画

（案）

平成３０年　３月

計画期間　平成３０年４月　１日 ～ 平成４０年３月３１日

埼玉県

さいたま市

位　　置　　図

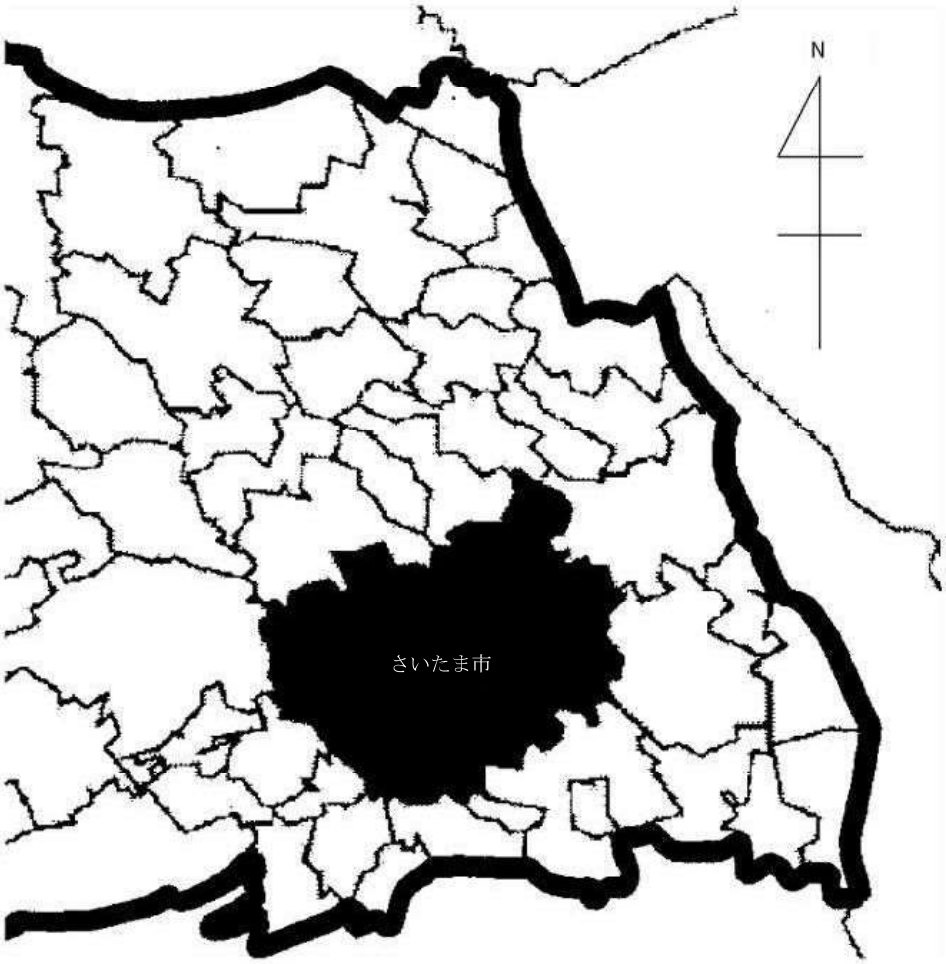

※　さいたま市森林位置図は別添参照（縮尺　30,000 分の 1）

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　・・・・・・・・・・　1
　1　森林整備の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　2　森林整備の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　3　森林施業の合理化に関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅱ　森林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　・・・・・・　2
　1　樹種別の立木の標準伐期齢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　3　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２　造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　1　人工造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　2　天然更新に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在　・・・・・・・・・・・　5
　4　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　5　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　・・・・・・・・・　6
　2　保育の種類別の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　3　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・　9
　1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法　・・・・　9
　2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　3　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　・・・・　１３
１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・　１３
２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・・　１３
４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
１　森林施業の共同化の促進に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　・・・・・・・・　１３
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・・・　１３
４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　・・・　１４
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　・・　１４
３　作業路網の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

第８　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　・・・・・・・・・・・・　１４
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　・　１４
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　・・・・・　１５

Ⅲ　森林の保護に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第１　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・　１５
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・　１５
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・・・・・・　１５
３　林野火災の予防の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　・・・・・１６
５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
１　保健機能森林の区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備　・・・・・・・・・・　１６
４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
１　森林経営計画の作成に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
２　生活環境の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
４　森林の総合利用の推進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
５　住民参加による森林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
６　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県の東南部に位置し、総面積 21,743ha で、民有林面積は 286ha（うち市森林整備計画対象林面積 190ha）である。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を中心とした広葉樹二次林であり、小面積の森林が散在している。

本市では、林業（特に造林業や素材生産業）に携わる人がほとんどいないこともあり、森林経営による造林の推進は困難な状況であり、また、森林面積も開発等により徐々に減少している。

しかし、これら都市部に残された森林は、多様な生き物が生息・生育する環境であるとともに、二酸化炭素の吸収・吸着といった地球温暖化の防止機能、風や騒音等の防備や大気の浄化といった快適な環境の形成機能を持っている。

また、本市は都市部でありながら、身近に自然とふれあうことができる憩いの場や、社寺等と一体となった潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している文化機能を持つ森林環境を有している。

このように、市民生活に豊かさを与える森林の持つ役割や機能を踏まえ、適正な管理による貴重な森林資源の保全を図る。

2　森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い、快適環境形成機能維持増進森林を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　森林整備の基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

そのために、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化に有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

イ　森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行う。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行う。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地　域	樹　種					
	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（用材林以外）
全　域	35 年	40 年	35 年	50 年	10 年	15 年

（注）この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地になることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐とする。

立木の伐採（主伐）に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持し、かつ、適切な伐採率で行う。

・皆伐

主伐のうち、択伐以外とする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

3　その他必要な事項

該当なし

第２　造林に関する事項

1　人工造林に関する事項

(1)　人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
クヌギ、ケヤキ、コナラ、スギ、ヒノキ

（注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮する。

(2)　人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）
スギ、ヒノキ 広　葉　樹	疎仕立て	概ね 1,500
	中仕立て	概ね 2,500
	密仕立て	概ね 3,200

（注）定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林業担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ　その他人工造林の方法

区　分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払う
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する
植栽の時期	2 月～6 月下旬までに行うことを標準とする

ウ　複層林化を図る場合の植栽本数

（上層木伐採率）×（標準的な植栽本数）以上を植栽する。

(3)　伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内を目安とする。

択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とする。

2　天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1)　天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

(2)　天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　種	期待成立本数
コナラ、クヌギ、ケヤキ、カエデ	10,000本／ha

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に１０分の３を乗じた本数以上の本数を成立させる。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定める。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
ぼう芽更新（芽かき）	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

ウ　その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3) の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認する。

また、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

(3)　伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とする。

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1)　造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（1）による

イ　天然更新の場合

２の（1）による

(2)　生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、２の（1）によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000 本／ｈａとする。

天然更新を行う際には、その本数の 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（草丈以上のものに限る）を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

樹　種	期待成立本数
コナラ、クヌギ、ケヤキ、カエデ	10,000 本／ha

５　その他必要な事項

該当なし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満にあっては 10 年、標準伐採齢以上にあっては 15 年とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

ア　育成単層林

施業方法　標準伐期

樹　種	施業体系	植栽本数（本／ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)		標準的な方法
			初 回	2 回目	
ス　ギ	疎仕立て	概ね 1,500	－	－	間伐率は本数率概ね 20～35%とする 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う
	中仕立て	概ね 2,500	25	－	
	密仕立て	概ね 3,200	18	25	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	－	－	
	中仕立て	概ね 2,500	30	－	
	密仕立て	概ね 3,200	20	30	

施業方法　長伐期

樹　種	施業体系	植栽本数（本／ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
ス　ギ	疎仕立て	概ね 1,500	35	45			間伐率は本数率概ね 20～35%とする 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う
	中仕立て	概ね 2,500	25	35	45		
	密仕立て	概ね 3,200	18	25	35	45	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	40	55			
	中仕立て	概ね 2,500	30	40	55		
	密仕立て	概ね 3,200	20	30	40	55	

なお、計画期間内において間伐を実施する必要があると認める森林は、下記のとおりとする。

①　森林経営計画が策定されていないエリア
②　０．５ヘクタール以上の人工林であること
③　樹齢２０年生～標準伐期齢未満の人工林であること
④　標準伐期齢以上の人工林であること

①②③の条件を全て満たす、過去５年以内に間伐の履歴がないもの
①②④の条件を全て満たす、過去１０年以内に間伐の履歴がないもの

イ　育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様である。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、材木の配置を考慮しつつ、目標とする林分密度に誘導する。

ウ　育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。

また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が育成しており、複数の樹冠層を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮し伐採木を選定する。

２　保育の種類別の標準的な方法

ア　育成単層林

保育の種類	樹　種	実施すべき標準的な林齢及び回数		標 準 的 な 方 法
		初 回	２回目	
下　　刈	広葉樹	適　　宜		針葉樹は毎年全刈りを原則とし、必要に応じて２回刈りを行う なお、広葉樹は適宜実施する
	ス　ギ	1～5	－	
	ヒノキ	1～6	－	
除　　伐	広葉樹	適　　宜		下層植物の生育に必要な林内照度を確保等するため、必要に応じて不要木及び不良木の除去を行う
	ス　ギ	10	15	
	ヒノキ	11	16	

イ　育成複層林（下木を植栽する場合）

（ア）　下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

（イ）　上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

ウ　育成複層林（下木を植栽しない場合）

（ア）　下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

（イ）　芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

（ウ）　つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

（エ） 徐伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを徐伐する。

3　その他必要な事項

該当なし

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

該当なし

イ　森林施業の方法

該当なし

(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

次の①、②に掲げる森林など、快適な環境の形成の機能及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定める。

なお、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林、その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、該当なしとする。

①　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、快適環境形成機能が高い森林等について定める。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、河川、沼、里山等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進する。

また、①、②に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

【別表１】

区　分	森林の区域	面　積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	187.49ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	2.47ha
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材等生産機能の維持増進を図る森林	該当なし	

【別表２】

施業の方法		森林の区域	面　積
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	浦和 林班 001 3~5,6-ｱ 6-ｲ,10,12-ｱ,13,15, 浦和 林班 002 1-ｱ,1-ｲ,4-ｱ、5,6,14-ｲ 16,17,18-ｱ,18-ｲ, 19,20-ｱ,20-ｲ,23-ｱ 31,34-ｱ,35,36,37- ｱ,38,39,41,43-ｱ 43-ｲ 45~47,48-ｲ,50,55,112 大宮 林班 001 23,24,27-ｱ~ ｳ ,28,29,39,45,49,50,52,53,55,66-ｱ 72,74,88,89 大宮 林班 002 1,8,13,14,35,37-ｱ,45,46- ｱ,46-ｲ 大宮 林班 003-A 2~6,17,34,45~50 岩槻 林班 001 ,6~9,11 12,14,18,23,24,26~28, 30~33,36,40-ｱ,40-ｲ,43~49, 56~58,60 岩槻 林班 002 1,2,3,4~6 9,10,12~14,17,19,20,26,35 36,41,43,45,47 岩槻 林班 003 1,6,9,10~ 14,16,18,19,20-ｱ,20-ｲ,24,30 ,34,35,37~39,41,46-ｱ, 47,48,53,54,56-ｱ,57,58,59-ｱ 59-ｲ,60,61-ｱ,61-ｲ,63,65,68 71,72, 岩槻 林班 004 2	187.49ha

	択伐による複層林施業を推進すべき森林	大宮 林班 005 35-ｲ 大宮 林班 006 14-ｱ 大宮 林班 006 14 ｴ 岩槻 林班 008 7-ｲ	2.47ha
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

４　その他必要な事項

該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗の共同購入等共同して行う施業等の実施方法、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。

４　その他必要な事項

該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

３ 作業路網の整備に関する事項

(1)　基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

イ　基幹路網の整備計画

該当なし

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2)　細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

該当なし

イ　細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

該当なし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1)　区域の設定

設定なし

(2)　鳥獣害の防止の方法

該当なし

２　その他必要な事項

なし

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1)　森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2)　その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携をしつつ被害対策を図る。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害を防止するため、植栽木の保護措置（幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策について、県、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

３　林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火線の配備や作業道の充実により防火管理網を整備する。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

５　その他必要な事項

（1）　病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

（2）　その他

該当なし

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

該当なし

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

（1）　森林保健施設の整備

該当なし

（2）　立木の期待平均樹高

該当なし

４　その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定める。

(1) Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(3) Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) Ⅲの森林の保護に関する事項

2　生活環境の整備に関する事項

該当なし

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5　住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし

6　その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法に従って実施する。

参考資料

市町村名： さいたま市

1　人口及び就業構造

（1）年齢別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数（人）	17年	1,176,314	590,972	585,342	170,239	86,969	83,270	210,838	109,534	101,304	286,468	147,457	139,011	318,353	160,382	157,971	186,779	84,177	102,602
	22年	1,222,434	611,236	611,198	166,926	85,098	81,828	201,534	104,305	97,229	290,648	148,813	141,835	320,878	162,722	158,156	242,448	110,298	132,150
	27年	1,263,979	627,238	636,741	164,722	84,490	80,232	198,913	101,929	96,984	273,358	138,377	134,981	327,008	166,311	160,697	284,138	126,574	157,564
構成比（%）	17年	100	50.2	49.8	14.5	7.4	7.1	17.9	9.3	8.6	24.4	12.5	11.8	27.1	13.6	13.4	15.9	7.2	8.7
	22年	100	50.0	50.0	13.7	7.0	6.7	16.5	8.5	8.0	23.8	12.2	11.6	26.2	13.3	12.9	19.8	9.0	10.8
	27年	100	49.6	50.4	13.0	6.7	6.3	15.7	8.1	7.7	21.6	10.9	10.7	25.9	13.2	12.7	22.5	10.0	12.5

（注）国勢調査報告による。

（2）産業部門別就業者数別

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実数（人）	17年	559,129	5,721	9	18	5,748	123,001	49	430,380
	22年	543,576	4,340	37	5	4,382	108,368	44	430,826
	27年	587,220	4,091	27	11	4,129	108,703	14	425,008
構成比（%）	17年	100	1.02	0	0	1.03	22	0.01	76.97
	22年	100	0.8	0.01	0	0.81	19.94	0.01	79.26
	27年	100	0.7	0	0	0.7	18.51	0	72.38

（注）国勢調査報告による。

2　土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数（人）	17年	21,749	2,942	1,499	1,322	121	7	465	465	0	18,335
	22年	21,749	2,716	1,412	1,212	92	5	459	459	0	18,569
	28年	21,743	2,414	1,282	1,056	75	－	305	305	0	19,024
構成比（%）	17年	100	13.5	6.9	6.1	0.6	0	2.1	2.1	0	84.3
	22年	100	12.5	6.5	5.6	0.4	0	2.1	2.1	0	85.4
	28年	100	11.1	5.9	4.9	0.3		1.4	1.4	0	87.5

（注）1　総数は、国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」による。
　　2　農地は、「2015年農林業センサス」埼玉県統計書による。
　　3　森林面積は、森林法第2条で定義された森林面積。

３　森林資源の現況等　　市町村名：さいたま市

（1）保有者形態別森林面積　　（H30.3.31現在）

保有形態		総面積		立木地			人工林率（B/A）
		面積（A）	比率	計	人工林（B）	天然林	
総数		ha 190	% 100	ha 186	ha 13	ha 173	% 6.8
国有林		0	0.0	0	0	0	0.0
公有林	計	2	1.1	2	0	2	0.0
	県有林	1	0.5	1	0	1	0.0
	市町村有林	1	0.5	1	0	1	0.0
	財産区有林	0	0.0	0	0	0	0.0
私有林		188	98.9	184	13	171	6.9

（注）所有形態別資源表による。立木地には竹林、無立木地は含まない。

（2）民有林の齢級別面積　　（H30.3.31現在）

	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級以上
民有林計	ha 186.16	ha 0	ha 0	ha 0.27	ha 0	ha 0.45	ha 185.44
人工林計	13.31	0	0	0.27	0	0	13.04
主要樹別面積							
ス　ギ	12.87	0	0	0.27	0	0	12.6
ヒノキ	0.44	0	0	0	0	0	0.44
天然林計	172.85	0	0	0	0	0.45	172.4

（注）地域森林計画、資源構成表による。総数には、竹林、無立木地は含まない。

（3）保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1～3ha	146	10～20ha	12	50～100ha	4
3～5ha	43	20～30ha	3	100ha以上	1
5～10ha	13	30～50ha	0	総数	222

（注）2015年世界農林業センサスによる。

（4）作業路網の状況

（ア）基幹路網の現況

区分	路線数	延長（km）	備考
基幹路網	-	-	
うち林業専用道	-	-	

（イ）細部路網の現況

区分	路線数	延長（km）	備考
森林作業道	-	-	

４　市町村における林業の位置付け

市町村名：さいたま市

（１）産業別総生産額　　（単位：百万円）

総生産額（A）			4,396,224
内訳	第１次産業		5,863
		うち林業（B）	2
	第２次産業		549,630
	第３次産業		3,790,567
B/A			0.00

（注）平成２６年度「埼玉の市町村民所得」による。

（２）製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	970	26,609	10,249,826
うち木材・木製品製造業（B）	2	14	―
B/A	0.2	0.1	―

（注）平成２６年「工業統計調査」による。

さいたま市森林整備計画（案）の概要について

概要

森林法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定に基づき、地域森林計画の対象となっている民有林につき、計画期間10年間を1期とする「さいたま市森林整備計画」を5年毎に樹立する必要がある。

森林計画制度の体系

（森林・林業基本法） 政府

森林・林業基本計画
・長期的かつ総合的な政策の方向・目標

（森林法） 農林水産大臣

全国森林計画（現計画：H26～H41）
・国の森林関連政策の方向
・地域森林計画等の指針

（民有林）

都道府県知事

地域森林計画
（現計画：H25～H35）
・都道府県の森林関連施策の方向
・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
・市町村森林整備計画の指針

調整

（国有林）

国有林の地域別の森林計画

森林管理局長

市町村

市町村森林整備計画（現計画：H25～H35）

森林所有者

森林経営計画
・森林所有者等が所有等する森林について自発的に作成する具体的な森林経営の実施に関する5年間の計画

一般の森林所有者に対する措置
・伐採及び伐採後の造林の届出
・森林の土地の所有者となった旨の届出　等

森林整備計画の計画事項

○計画目的
地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方等を定める長期的な森林づくりの構想

○計画期間
平成30年4月1日～平成40年3月31日

○主な計画事項
Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
Ⅱ　森林の整備に関する事項
Ⅲ　森林の保護に関する事項
Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項
Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

○変更内容
さいたま市内の森林整備計画対象森林の面積が194haから190haへ減少している。

スケジュール

（公告・縦覧）平成30年1月23日～平成30年2月22日まで
↓
（知事協議）平成30年2月23日付協議
↓
（公表） 平成30年3月下旬までに公表